令和5年4月1日 要綱第2号 改正 令和5年12月1日

第1章 総則

(趣旨)

第1条 愛知中部水道企業団財務規程(昭和50年4月1日規程第10号)第32条第3項の規定に基づく前金払の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

第2章 前金払

(前金払の対象)

第2条 前金払の対象となる公共工事(以下「対象工事」という。)は、公共工事の前払金保証 事業に関する法律(昭和27年法律第184号。以下「法」という。)第2条第1項に規定する工事 で契約金額が500万円以上のものとする。

(前金払の額)

第3条 前金払の額は、契約金額に100分の40を乗じて得た額以内とする。

(債務負担行為に基づく複数年度にわたる契約における前金払)

- 第4条 債務負担行為に基づく複数年度にわたる契約における前金払は、当該契約に基づく各会計年度の出来高予定額に対して支払うことができる。
- 2 前項の場合における第3条の規定の適用については、同条中「契約金額」とあるのは「当該 会計年度の出来高予定額」と読み替えるものとする。
- 3 第1項に規定する出来高予定額は、請負者が前払金交付申請書(様式1)及び前払金請求書 (様式2)を提出した時点の出来高予定額を基準とし、算出する。

(前金払の明示)

第5条 前金払の対象工事については、入札条件又は見積条件としてあらかじめ入札参加者等に 対しこれを明示するものとする。

(前金払の請求)

- 第6条 前金払を受けようとする者は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める期間において、前払金交付申請書及び前払金請求書を提出しなければならない。ただし、申請にあたっては、法第2条第4項に規定する保証事業会社(以下「保証事業会社」という。)との間で、愛知中部水道企業団(代表者は企業長とする)を被保証者とする同条第5項に規定する保証契約(以下「保証契約」という。)を締結し、その保証証書の正本及び写し各1通を添付しなければならない。
  - (1) 次号以外の場合 契約締結の日から15日以内
  - (2) 複数年度工事に係る前金払を申請する場合(初年度に係るものを申請する場合を除く。) 各年度の4月1日から15日以内(申請年度の4月1日において前年度の出来高予定額が達成 されていないときは、当該出来高予定額達成にかかる検査に合格した日から15日以内)

(前金払の返還)

- 第7条 前金払を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、前金払を返還させるものと する。
  - (1) 保証事業会社との間の保証契約が解除された場合
  - (2) 前金払の対象工事に係る工事請負契約が解除された場合 (その他)
- 第8条 前金払の額その他前金払に必要な事項は、契約のつど定めるものとする。

第3章 中間前金払

(中間前金払の対象)

第9条 中間前金払の対象は、本要綱に基づき前金払を行った工事のうち、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。ただし、愛知中部水道企業団財務規程第117条に規定する部分払を行った工事については、中間前金払を行わないものとし、中間前金払を行った工事について

- は、部分払を行わないものとする。
- (1) 工期の2分の1を経過していること。
- (2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に 係る作業が行われていること。
- (3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が契約金額の2分の1以上の額に相当するものであること。
- 2 前項の各号に掲げる要件については、請負者が第12条第1項の書類の提出をした時点(以下「認定請求時」という。)の工期及び契約金額を基準とするものとする。

(中間前金払の額)

第10条 中間前金払の限度額は、認定請求時における契約金額に100分の20を乗じて得た額以内とする。ただし、前金払と中間前金払の合計額は、認定請求時における契約金額に100分の60を乗じて得た額以内とする。

(債務負担行為に基づく複数年度にわたる契約における中間前金払)

- 第11条 債務負担行為に基づく複数年度にわたる契約における中間前金払は、当該契約に基づく 各会計年度の出来高予定額に対してすることができる。
- 2 前項の規定に基づく各会計年度の中間前金払を行うことができる要件は、第9条中「工期」 とあるのは「当該会計年度の工期」と、「当該工事」とあるのは「当該会計年度の工事」と、 「契約金額」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額」と読み替えて、同条の規定を準用す るものとする。
- 3 第9条ただし書の規定にかかわらず、第1項の規定に基づく各会計年度の中間前金払を行った工事について、各会計年度の出来高予定額が達成された場合は、部分払を行うことができる。 (中間前金払の請求等)
- 第12条 請負者は、中間前金払の請求をしようとする場合、企業長に対して、次の各号に掲げる 書類を提出するものとする。
  - (1) 中間前払金認定請求書(様式3)
  - (2) 工事履行報告書(様式4)
- 2 企業長は、請負者から前項の書類の提出があったときは、第9条(第11条第2項において準 用する場合を含む。)の要件を満たしていることの認定を行うものとする。
- 3 前項の認定に係る工事の進捗の確認は、工事履行報告書をもって行うものとし、必要に応じ て請負者に対して資料の提出等を求めることができる。
- 4 企業長は、第2項の認定を行ったときは、中間前払金認定調書(様式5)を請負者へ交付するものとする。
- 5 前項の中間前払金認定調書の交付により認定を受けた請負者は、中間前払金交付申請書(様式 6)、中間前払金請求書(様式 7)及び中間前払金認定調書に保証事業会社の保証証書の正本及び写し各 1 通を添付して、中間前払金の請求をすることができる。

(前金払に関する規定の準用)

第13条 第7条及び第8条の規定は、中間前金払を行う場合にこれを準用する。

様式1 略 (前払金交付申請書)

様式2 略 (前払金請求書)

様式3 略 (中間前払金認定請求書)

様式4 略 (工事履行報告書)

様式5 略 (中間前払金認定調書)

様式6 略 (中間前払金交付申請書)

様式7 略 (中間前払金請求書)